



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

■人の動き

3月末現在 (前月比)

人口: 4,366人 (-17)

男: 2,125人 (-9)

女: 2,241人 (-8)

世帯数: 2,080世帯 (-3)



■救急・火災

令和8年1月~3月末

救急: 55件

火災: 1件



使用料などの納期限

5月25日	児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料
6月1日	町営住宅使用料、定住促進住宅使用料、固定資産税(第1期)、軽自動車税

訓子府町民憲章

1. 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
1. 元気に働き、豊かな町をつくります。
1. きまりを守り、明るい町をつくります。
1. たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
1. 未来に希望をいただき、文化の町をつくります。
【昭和45年8月1日制定】

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に課税するものに限り)も納付することができます。

○とき 5月13日(水)・6月10日(水)
17時30分~20時

○ところ 町民課窓口

○問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、平成29年から令和13年3月31日までの間に、耐震改修を行い完了した場合、1戸当たり120㎡分までの固定資産税を1年間2分の1に減額します。

減額を受けるためには、改修後3か月以内に建築士などが発行する「現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書」を添付して町民課資産税係に申請してください。

○要件

工事費が50万円を超えること

○減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額に適用

○問合せ 町民課資産税係 (☎ 47-2193)

6月1日は自動車税の納期限

自動車税は、毎年4月1日現在の運輸支局の登録に基づいて課税される道税です。令和8年度の納期限は6月1日(月)です。必ず納期限までに納めましょう。

eL-QRやeL番号が記載されている納付書があれば、キャッシュレスで納税できますので、地方税お支払サイトをご利用ください。

※金融機関、コンビニエンスストアでも納税できます。また、詳細については右記QRをご覧ください。



◀ 地方税お支払サイト

住所を変更した方や納税通知書が届かないという方は、下記の問い合わせ先まで連絡してください。

○問合せ

北見道税事務所納税課
(北見市青葉町6番6号 ☎ 25-8686)

固定資産税・軽自動車税の納期は6月1日

固定資産税・軽自動車税の納期は、6月1日(月)です。納期限内に必ず納めましょう。

○問合せ

町民課資産税係・町民税係 (☎ 47-2193)

行政相談委員に気軽にご相談を

国などの仕事やその手続き・サービスについて困っていることや苦情、ご意見、ご要望はありませんか。

個人の秘密は守られますので気軽にご相談ください。

- ・道路の段差を改善してほしい
- ・道路標識が分かりにくい
- ・年金の通知が届いたが、よく分からない
- ・雇用問題 など

○総務省行政相談委員

清井久美子さん (西富 ☎ 47-3738)

「行政苦情110番」(☎ 0570-090110) もご利用ください。

春の一斉清掃

町民憲章の一つに「自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります」とあります。

訓子府町では美しい町づくりの一環として、期間を定めて一斉清掃を実施しています。

春を迎え、自宅や職場周辺などを清掃しましょう。

○一斉清掃期間

5月9日(土)~17日(日)

○問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

ごみの不法投棄は犯罪

雪解けが進み、道路沿いや空き地などで、ごみの不法投棄が発見されています。

町では、不法投棄の発見や連絡があった場合には、北見警察署へ通報し、不法投棄者の捜査を要請します。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反になりますので、絶対にしないでください。

○不法投棄の罰則

5年以下の拘禁刑か1,000万円以下の罰金または併科(拘禁刑、罰金の両方)。法人の罰金は3億円以下となります

○問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

ごみの屋外焼却禁止

ごみの屋外焼却は、法律により禁止されています。野焼き、枝木やごみなどを焼却している様子が見られますので、やめましょう。

なお、法律には農業、林業を営むためやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などは、例外規定で焼却できる場合があります。

認められる場合であっても消防への届け出が必要となります。

○問合せ

・町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

・消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

■森林法で定められている森林などの火入れ

森林法および訓子府町火入れに関する条例に基づき、事前の申請が必要となります

○問合せ 農林商工課林務係 (☎ 47-2116)

人権擁護委員制度をご存知ですか

6月1日は、人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、幅広い内容となっています。

気軽に相談できる場所として、人権相談所が北見法務局に常時開設されています。

また、6月には町公民館で「特設なんでも相談所」が開設されますので、ご相談ください。

○とき 6月1日(月)13時~16時

○ところ 町公民館農事研修室

○担当 訓子府町人権擁護委員

・上杉 守さん

・島貫 昌代さん

※訓子府町では、上記の方が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されています。

○問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

徴収または収納の事務委託の公表

公共施設などの使用料や手数料の収納事務を業者に委託しますので、地方自治法施行令第243条の規定により告示します。

※令和8年度から事業者および受託者の増加に伴い、町ホームページに掲載します。詳細は右記QRからご覧ください。



○問合せ 政策推進課財政係 (☎ 47-2115)